

## 教育民生委員会記録

|        |                         |  |      |
|--------|-------------------------|--|------|
| 開会年月日  | 令和3年3月15日               |  |      |
| 開会時刻   | 午前9時58分                 |  |      |
| 閉会時刻   | 午前11時16分                |  |      |
| 出席委員名  | ◎吉井詩子                   | ○久保 真  | 中村 功 |
|        | 上村和生                    | 楠木宏彦   | 野崎隆太 |
|        | 世古 明                    | 吉岡勝裕   |      |
|        | 浜口 和久                   | 議長   |      |
| 欠席委員名  |                         |  |      |
| 署名者    | 中村 功 上村和生               |  |      |
| 担当書記   | 野村格也                    |  |      |
| 審査案件   | 議案第12号                  | 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第13号）<br>（教育民生委員会関係分）   |      |
|        | 議案第13号                  | 令和2年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算<br>（第4号）  |      |
|        | 議案第14号                  | 令和2年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算<br>（第2号）   |      |
|        | 議案第15号                  | 令和2年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）  |      |
|        | 議案第19号                  | 令和2年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）  |      |
|        | 議案第28号                  | 伊勢市奨学金支給条例の一部改正について  |      |
|        | 議案第29号                  | 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について   |      |
|        | 議案第30号                  | 伊勢市介護保険条例の一部改正について   |      |
|        | 議案第31号                  | 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について   |      |
|        | 議案第32号                  | 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |      |
|        | 議案第33号                  | 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について                |      |
|        | 議案第34号                  | 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  |      |
| 議案第35号 | 伊勢市離宮の湯条例の一部改正について      |  |      |
| 請願第1号  | 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願 |  |      |

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 説 明 員 | 教育長、事務部長、学校教育部長、学校教育課長        |
|       | 健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、介護保険課長 |
|       |                               |
|       |                               |
|       | ほか関係参与                        |

伊 勢 市 議 会

### 審査経過

吉井委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に中村委員、上村委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る2月22日及び3月1日の本会議において審査付託を受けた「議案第12号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第13号）中、教育民生委員会関係分」他12件を審査し、いずれも原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

次に、請願の審査を行い、「令和3年請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願」については賛成多数をもって採択すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

#### ◎吉井詩子委員長

ただいまから、教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。会議録署名者2名は、委員長において中村委員、上村委員の御両名を指名いたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る2月22日及び3月1日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました14件であります。案件名については、審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。審査の方法につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思いますのでよろしくお願いたします。

**【議案第12号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第13号）（教育民生委員会関係分）】**

◎吉井詩子委員長

それでは、「議案第 12 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 13 号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の 60 ページをお開きください。60 ページから 77 ページの款 3 民生費を款一括で御審査願います。なお、民生費のうち、当委員会の審査から除かれるのは、74 ページ、項 5 人権政策費です。

御発言はありませんか。

中村委員。

○中村功委員

おはようございます。社会福祉費の社会福祉総務費ですか、ここの介護・障がいサービス事業所支援事業についてお伺いしたいと思います。

先週ですね、感染症対策の部分については執行状況をいただきました。それを見せていただきますと、3,910 万円からですね、1,500 万円何がし減額されております。この事業内容を見せていただきますとですね、マスクだとか、あるいは使い捨ての手袋、あるいはエプロン、フェイスシールド、消毒液といったいわゆる消耗品的な部分が感染防止の用品の購入と、こういうことになるわけですが、執行率が 60%ということで、その辺はこの対象が、これでいくと 391 事業所ですか、もともと決まっておるのに、どこかそういうような事業所が対象にならなかったんかどうか、その辺の訳を教えてくださいたいと思います。

◎吉井詩子委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

本事業におきましては、市内の事業所などが感染防止に必要な経費に対して補助をさせていただきましたけども、三重県におきまして、7 月から国の 2 次補正を財源としまして、同じように感染症防止に係る経費に対して補助が開始をされました。補助上限額や対象範囲ですね、補助の対象範囲が広いということで三重県の補助事業を利用された事業所が多かったため、市のほうへの補助が少なかったというふうに分析をしております。また、対象の事業所ですけども、391 事業所はそのままになりまして、大体 273 事業所のところが申請をいただいたところでございます。以上でございます。

◎吉井詩子委員長

中村委員。

○中村功委員

今のお話を聞かしていただくと、273 の事業所が補助を受けられたと。そうすると残りのところがその県の補助を受けられたと、県のほうが有利なんかな、ちょっと中身分かりませんが、そういう理解でいいんでしょうか。

◎吉井詩子委員長  
介護保険課長。

●浦井介護保険課長

391 事業所の中でもですね、県のほうの対象のほうも申請はされたというふうに考えております。30%ぐらいの事業所が市のほうには申請はなかったんですけども、うちのほうの補助のほうを終了する前にも、申請が出てませんよとか、あとどれだけ補助を申請できますよっていう案内のほうはさせていただきましたので、それでもちょっと利用がなかったということになります。以上でございます。

◎吉井詩子委員長  
中村委員。

○中村功委員

周知はしたけれども申請がなかったと、こういう理解をさせていただきます。

そうするともう一点ですね、この事業は2月から7月の対象ということで以前お聞きしとるんですが、8月以降のという部分、購入ですね、まだまだ続いておりますので、その辺の対策というのはどういうふうになっておるのでしょうか。

◎吉井詩子委員長  
介護保険課長。

●浦井介護保険課長

まず、2月からを対象期間にした考え方なんですけども、国から事業所宛に感染防止に努める旨の通知が1月末にありまして、2月頃から衛生用品が品薄となって、通常より高額になったものを購入していただく必要があったため、2月から半年間、7月までを対象の期間とさせていただきました。そのあと三重県の補助事業のほうは7月に通知がありまして、4月から1年間遡って対象としていただいたことから、今回、7月末で終了をさせていただきます。以上でございます。

◎吉井詩子委員長  
中村委員。

○中村功委員

よく分かりました。市としては、緊急的に不足する部分について手当てしたんですけども、県のほうが後追いで、しかもいい条件かな、来たということで、特にそこまでの必要がなかったと。だからこの1,500万円が不用額と。私たちはこんだけ、1,500万円あるんやったらその続きも、8月以降も手当てしたらどうかなと、こう思ったもんでちょっと質問させていただきましたが、県のほうで補助されるということであればいいのかなと

思いますので。ただ、周知のほうだけはしっかりと、事業所も決まっておりますので、やっぱりクラスターのリスクが非常に高い分野でありますので、手厚い支援をお願いしたいなと思います。ありがとうございます。

◎吉井詩子委員長

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

他に発言もないようですので、款3 民生費の当委員会関係分の審査を終わります。説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時08分

◎吉井詩子委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、78 ページをお開きください。78 ページから 83 ページの款4 衛生費を款一括で御審査願います。なお、衛生費のうち、当委員会の審査から除かれるのは、78 ページ、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費のうち、大事業6 水道事業会計繰出金です。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、款4 衛生費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、86 ページをお開きください。款6 農林水産業費、項1 農業費、目4 農業用施設管理費のうち、大事業1 土地改良施設維持管理事業を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、款6 農林水産業費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、116 ページをお開きください。款10 消防費、項1 消防費、目5 災害対策費のうち、大事業2 防災対策事業、中事業6 避難行動要支援者対策事業を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、款10 消防費の当委員会関係分の審査を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

◎吉井詩子委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、118 ページをお開きください。118 ページから 133 ページの款 11 教育費を款一括で御審査願います。なお、教育費のうち、当委員会の審査から除かれるのは、133 ページ、項 6 保健体育費、目 4 体育振興費のうち、大事業 6 国民体育大会開催事業です。

御発言はありませんか。

中村委員。

○中村功委員

教育総務費の教育振興費でお願いしたいと思います。

ここでも 10 番の新型コロナウイルス感染症生活支援事業についてお伺いしたいと思いますが、小中学生家庭応援事業の中で 3,300 万円ほど減額しております。執行率として 41.2%というふうになっておるんですけども、これは申込みが少なかったのか、あるいは対象額が低かったのか、ちょっとその辺の原因はどういうところにあるんでしょうか。

◎吉井詩子委員長

学校教育課長。

●大島学校教育課長

中村議員の御質問にお答えします。小中学校家庭応援事業につきましては、コロナウイルス感染症の影響を受けた方への支援を素早く的確に行いたいというところから、現在、その事業を設定しました時期の就学援助を受けていただいている認定者数が 10%から 11%であったところを、15%から 16%、全体で増加するであろうというふうな想定の下、予算を立てさせていただきました。実際にはその予想を少し減った形での申込み者数、認定者数であったということがこの執行残ということになっております。以上でございます。

◎吉井詩子委員長

中村委員。

○中村功委員

今のお話を聞いておりますと、予測を下回ったとこういうことでありますので、周知がどのようにされたのか、周知が悪かったのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思いますが。

◎吉井詩子委員長

学校教育課長。

●大島学校教育課長

周知につきましては、特別の資料を、チラシを作らせていただきまして、チラシ配布、そして、ケーブルテレビでの文字放送、広報いせへの掲載、ホームページへの掲載、市の Facebook や Twitter 等の活用、そして商工会、観光関係団体の方がお集まりのところにもチラシを持って行かせていただいて、自営の方々の影響も含めた形で想定しまして就学援助のチラシを配布させていただきました。加えて、ハローワークでもチラシを置かせていただくというふうな形で幅広く周知をさせていただいたところです。以上でございます。

◎吉井詩子委員長

中村委員。

○中村功委員

周知については幅広くやった、今まで以上に周知をしたということを理解させていただきました。そういう意味では対象者が少なかったと、周知したにもかかわらず、結果としてこれで収まったと、こういうふうな理解させていただきます。ありがとうございます。

◎吉井詩子委員長

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

他に発言もないようですので、款 11 教育費の当委員会関係分の審査を終わります。以上で、議案第 12 号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 12 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 13 号）中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第 13 号 令和 2 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）】**

◎吉井詩子委員長

次に、「議案第 13 号 令和 2 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」を御審査願います。

149 ページをお開きください。149 ページから 180 ページです。本件については一括で

御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 13 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 13 号 令和 2 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

#### 【議案第 14 号 令和 2 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）】

◎吉井詩子委員長

次に、「議案第 14 号 令和 2 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を御審査願います。

183 ページをお開きください。183 ページから 198 ページです。本件についても一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 14 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 14 号 令和 2 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

#### 【議案第 15 号 令和 2 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）】

◎吉井詩子委員長

次に、「議案第 15 号 令和 2 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を御審査願います。

201 ページをお開きください。201 ページから 229 ページです。本件についても一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 15 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 15 号 令和 2 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

## 【議案第 19 号 令和 2 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 2 号）】

◎吉井詩子委員長

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、「議案第 19 号 令和 2 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 2 号）」を御審査願います。

279 ページをお開きください。279 ページから 290 ページです。本件についても一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 19 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 19 号 令和 2 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 2 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 28 号 伊勢市奨学金支給条例の一部改正について】

◎吉井詩子委員長

次に、条例等議案書の 80 ページをお開きください。80 ページから 83 ページの「議案第 28 号 伊勢市奨学金支給条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

他に発言もないようですので、以上で議案第 28 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 28 号 伊勢市奨学金支給条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 29 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について】

◎吉井詩子委員長

次に、84 ページをお開きください。84 ページから 94 ページの「議案第 29 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 29 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 29 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第 30 号 伊勢市介護保険条例の一部改正について】**

◎吉井詩子委員長

次に、95 ページをお開きください。95 ページから 103 ページの「議案第 30 号 伊勢市介護保険条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 30 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 30 号 伊勢市介護保険条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第 31号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】**

◎吉井詩子委員長

次に、104 ページをお開きください。104 ページから 176 ページの「議案第 31 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 31 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 31 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと

決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第32号 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について】**

◎吉井詩子委員長

次に、177 ページをお開きください。177 ページから 211 ページの「議案第 32 号 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 32 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 32 号 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第33号 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について】**

◎吉井詩子委員長

次に、212 ページをお開きください。212 ページから 222 ページの「議案第 33 号 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 33 号の審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 33 号 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 34号 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎吉井詩子委員長

次に、223 ページをお開きください。223 ページから 235 ページの「議案第 34 号 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 34 号の審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 34 号 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 35号 伊勢市離宮の湯条例の一部改正について】

◎吉井詩子委員長

次に、236 ページをお開きください。236 ページから 238 ページの「議案第 35 号 伊勢市離宮の湯条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 35 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 35 号 伊勢市離宮の湯条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【請願第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願】

◎吉井詩子委員長

次に、「令和 3 年請願第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願」を御審査願います。

御発言はありませんか。

はい、野崎委員。

○野崎隆太委員

審査に入ります前に、伊勢市議会の会議規則第 139 条に則ってですね、紹介議員の説明をお願いをしたいと思いますので、ぜひお呼びください。

◎吉井詩子委員長

はい、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 29 分

再開 午前 10 時 29 分

◎吉井詩子委員長

休憩を解き会議を再開いたします。

紹介議員の福井議員に来ていただきましたので、今から審査を続けたいと思います。

野崎委員、福井議員の説明を求めるということでよろしいですか。

○野崎隆太委員

はい。

◎吉井詩子委員長

では、野崎委員。

○野崎隆太委員

それでは、幾つか御質問をさせていただければと思います。まずですね、紹介議員にお尋ねをしたいんですけども、なぜ、どのような理由でこの請願に賛同されたのかをお聞かせください。

◎吉井詩子委員長

福井議員。

●福井輝夫議員

はい、紹介議員としてお答えさせていただきます。

この請願に賛同したのはですね、伊勢市の分煙環境、それをさらに確実なものにしたということでございます。伊勢市は、観光客がやはりかなり多く来ている観光都市でございます。9万人以上の方がみえると、毎年ですね、伊勢市の観光にかなりの方がみえておる、その中で令和元年度のたばこ税の収入もかなり多い、その中で観光客の方に多くの方が来ておられる中でですね、ごめんなさい973万人でした、973万人の方がみえておるという中で、やはり喫煙される方もみえる、喫煙されない方もみえる、喫煙される方は20%ぐらいなんですけども、やはり喫煙されない方のたばこの煙、かなり気にする方もみえるんじゃないか。で、そういう方がですね、やはり快適な環境で観光を楽しんでもらうためには分煙環境が必要ではないか。そういうことで賛同させていただきました。以上です。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、それではお尋ねをいたします。ここは教育民生委員会ですので、福祉とか健康を市としては司る委員会ということを前提に少し御議論をさせていただければなと思うんですけども。この請願の中にですね、文面としてはですね、たばこ税の安定的な確保の観点からというような一文がございます。これはWHOなんかも認めとってですね、たばこ規制枠組条約であるとか、SDGsにもこのたばこの規制のさらなる強化ということが書かれております。これはなぜかといいますと、たばこというのはですね、当然ながら肺がんを含む全てのがん、それから心筋梗塞とか脳卒中とか、そういったありとあらゆる死因につながるものである。もう一つは、例えば今であれば、新型コロナウイルスの重症化もたばこの喫煙者のほうが多いというようなデータがございます。

ということは、安定的な税収の確保を目指すということは、これ、たばこを減らして

いこうと世界中が取り組んでいるのは、みんなに健康になってほしいからなるべく消費本数を減らしていこうと、言うならばたばこは最後消滅したほうがいいと、そのほうが世界が全て健康になるからみんなで取り組もうという形で世界が動いてます、今。そのためにSDGsの中にも3のaという項目でたばこ規制枠組条約のさらなる強化ということが載ってます。その中で安定的な税収の確保ということは、伊勢市の中の医療費が高止まりで構わない、死因として死ぬ人がそのまま継続しても構わないということに僕はなるかと思うんですけども、本来はこれ、安定的な税収の確保というのはこれ、人の健康を阻害して死の上に成り立ってる税収だということを理解をするべきだと思うんですけども、このことについて、何で安定的な税収が必要だというふうに、人々の健康を害してまで必要なものなのか、どうお考えかちょっとお聞かせください。

◎吉井詩子委員長  
福井議員。

●福井輝夫議員

はい、お答えします。喫煙者の方、確かにいろいろ健康被害のことも述べられておりますけども、それがたばこが丸々健康に全て影響して、その方がもうすぐ健康を害するかということは一概には言えないと思います。たばこをすごい喫煙の方でも90歳、100歳で吸う方もいます。私の知り合いの方でもいます。要するにたばこというのは、度を越さないけれども楽しむ嗜好品という捉え方もしていいんじゃないかと思います。1日そんなに、例えば10本とか5本とか、そういう嗜好品とも考えて、そういう方もやはり多くのたばこ喫煙者の中には多いと、そういうふうに思っております。

そういう中で、やはり税収の確保ということですけども、現に伊勢市も7億4,200万円の令和元年度のたばこ税収入がございました。それをいろんな健康の分野やいろんな面に活用させていただいております。そういう部分でたばこ税の収入、それをやはり多くのところに利用するためにはそういう部分もかなり有効ではないかと、そう考えておりますのでよろしく申し上げます。

◎吉井詩子委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

今の御発言のことでちょっとこれ、確認したいんですけども。WHOも、例えば医師会も厚生労働省も、全て科学的なエビデンスを元にして、たばこは健康被害があるということ科学的に全て立証されている、証明しているということで、全てデータを持ってきてお話をされております。福井議員の今のお話は、その科学的データが誤りだということで、厚生労働省であるとかWHOであるとかそういったところみたいな科学的な反応をされとるってことですか。エビデンスか何かがあるんですか、それともただの感想ですか。

◎吉井詩子委員長

福井議員。

●福井輝夫議員

私がそういう医学データをすごく持って分析したことはありません。ありませんけども、日本の中、世界でもたばこ吸われる方の中でその健康被害を全て受けるということは人によって違うと思いますのでね。そういう意味でやはり嗜好品の部分のたばこについての考え方、WHOの地方たばこ税の部分でも規制条約のことでかなりいろいろ謳っておりますけども、そういう、なるべくたばこ産業がいろんなそういう部分の規制等に関連してたばこの販売を促進するみたいなことについては、WHOのほうもそれについては必要ない、そういうことはさせないということをおっしゃっておりますけども、たばこ自体を丸々、例えば日本でもですね、たばこ自体をそのまま禁止しているものではないわけですね。現に令和元年12月に与党もこの税制改正大綱で地方公共団体が積極的に屋外分煙等を整備するよう促すこととするというようなことで、与党のほうも大綱を取りまとめております。また、総務省自治税務局も令和2年の地方税制改正等におきましては、地方税制行政の運営に当たっての留意事項についてということで、望まない受動喫煙を防止するためには公共施設における分煙環境の整備、駅前商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等も考えられるところであると。こうした取組は今後、地方たばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために積極的に地方たばこ税の活用を検討していただきたいということで、総務省自治税務局もこういうふうに出発されております。

こういうことから、世界の中でたばこはもう全て禁煙にすべきだということで、丸々今からすぐ動くということの状況ではないと私は思っています。よろしくです。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

おっしゃるとおりで、たばこを今すぐ消滅させるという話じゃなくて、あくまでこの分煙を行ってるのは、現在、本会議でも言ったと思うんですけども、現在あくまでも喫煙者が多い中で一時措置として分煙を行って、最終的には消費本数を減らしていこうというのが世界としての動きなので、そこだけ勘違いをしていただかないようにと思います。

その上でですね、ちょっと説明を求めているので、余り意見じゃなくてですね、順番に聞かせていただければと思うんですけども。まず、ここの文章の請願事項のことであと幾つかちょっとお伺いをさせていただければと思います。

2番のところですね、今ですね、健康増進法の改正とか、東京オリンピックの開催に向けてですね、ここ1、2年の間、一番大きなところはですね、マナーからルールへ世の中が変わったというようなことで、マナーからルールへという標語は恐らくここにいる皆さんが御存じかと思うんですけども。ここに書かれていることがちょっと今の世の中と合わないような気がするんですけども、これ、さらなる喫煙マナーの向上が、例えばこれ、さ

らなるルールの整備だったら分かるんですけども、これどんな形で御説明を請願者からは  
いただいているのでしょうか。何でここマナーと書かれてるのが、何でこれルール  
じゃないのか、ちょっと世の中と違うような気がするんですけど。

◎吉井詩子委員長

福井議員、座ってどうぞ。

●福井輝夫議員

はい、そうですか。マナーということとルールということを両方書いてあることにつ  
いて、野崎委員の御質問にお答えします。

ルール、これについてはこういう行動をし、やめようとか、こういうことは世間一般  
で決めたルールに従いましょうとか、そういうことでの制約部分について指すと思います。  
マナーというのは個人が自らこういうのはやめようと、こういうことをしたら皆さんが迷  
惑かかるだろうというようなことで、そういう自分に戒めるというかそういうことだった  
と思います。このマナーからルールっていうこともですね、どちらが重大でどちらが次か  
ということのような言い方かと私は感じたんですけど、これは両方とも必要じゃないかと  
私は思っています。やはりマナー、その人の持ったマナー、気持ちですね、それがなかつ  
たら幾らルールといってもですね、はみ出す人が見えてくる。そのやはりこういうことを  
守らなければならないという、そういう人間性ですね、そういう部分のマナーがやっぱり  
必要なんじゃないかと私は思っていますので、いくらルールだけ決めてもそれはちょっと足ら  
ないんじゃないかと思っていますので、特にここの部分については別におかしいことはない  
と思います。よろしく。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

先ほども言いましたとおりマナーからルールに変わったということで、どちらかとい  
えば強制力を持たしていこうという話なので、ここで求められているこの喫煙マナーとい  
うのが一体何なのかって。例えばですけど、ポイ捨てをやめようと、こんなん元々ルール  
があるので、ポイ捨て禁止条例もありますし、何かルールを守らせていこうと、この請願  
者が求めているこのマナーというのは何なのかをちょっと教えてほしいんですけど、具体的  
にルールの中に入らない何があるんですかね。

◎吉井詩子委員長

福井議員。

●福井輝夫議員

例えば、伊勢市にみえる観光客の方をいろいろ観察してますと、やはりたばこを吸い  
たいと言うて、例えば私も伊勢市駅前によく観光案内等の管理をおることが多いんですけ

ども、たばこ吸いたいと、どっかで吸えますかというふうに聞いてみえる方がおります。その方はやはり、自分で変なところで吸ったら、観光客をほかの方に迷惑かけるといけないなという気持ちが、マナーがあると思うんですね。そのルールだけということであれば、あそこで吸ってくださいと言えばいいんですけども、このマナーがなければ、皆さんの見えないところでちょっと吸ってもいいだろうということで、ルールはあっても守らない方もみえてくると思います。人によっては建物の隅のほうでちょっと吸って、たばこも、持参するたばこですね、あれで吸ってあそこへ入れていく方もみえます。それは、そこで吸ったらやはり近くの人がたばこの煙をやはり臭いとか感じることも多いんじゃないかと思えます。やはりそういうルールだけよりもマナーのほうも必要じゃないかな。そういうことで懇切丁寧にここでは吸わないでください、あそこで吸ってくださいと言えば、そこで皆吸っていかれます。そういう意味でのマナーとルールということと私は解釈しております。

◎吉井詩子委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。条例化されているので、何で伊勢市駅前が例に出したかをちょっと分かりませんが、条例化されてない場所であればという話ならまだ分かるんですけども、基本的にはこれもう原則としては、本来はそれも全部ルール化してこうと、どうしてもその喫煙マナーが守れないようであれば、伊勢市全域を路上喫煙禁止区域にしたらい話で、それが多分世界の潮流かなとは思いますが。

その上でですね、もう一個だけ教えてください。3番なんですけども、国に対して市から地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる整備の制度を要望していただくことというふうに記載がございます。これですね、今これ総務省にも聞いて、うちの総務課にもちょっと聞いたんですけども、基本的にたばこ税は一般財源ですので、この文章のとおりでいけばもう既に活用ができるのではないかと思うんですけども。文書としてというか、既に分煙環境の整備に活用できる状況なのになぜここに記載をされているのかと。で、市から何を言いに行ったらいいのかってのがちょっと伝わらなかったんですけども、これ請願者はどのようにお話をされていらっしゃるのでしょうか。

◎吉井詩子委員長  
福井議員。

●福井輝夫議員

確におっしゃるように、地方財源の中ですので、それぞれの市が自由にそれについて活用できると思います。しかし、現にそれぞれの市にですね、何億もの財源が入っておる。それをですね、やはり有効活用してもらいたいというような気持ちが強いということだと思います。伊勢市の場合では、令和元年度7億4,200万あるんですけど、これは貴重な財源のいろんな分野に使われるべきものでもあります。しかし、たばこ税によって

7億4,000万の税が入るということは、それをさらに有効に活用する位置付けですね、そういうものをする事によっていろんな市町村が分煙環境にさらなる力を入れていただくと、そういうものになるんじゃないかということで、そういう制度をですね、制度というか有効に活用してもらいたい、このたばこ税を有効利用、活用していただきたい、そういうことでここに挙げております。以上です。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

あくまでも文書主義ですので、思いではなくてですね、例えばこれ、市に我々議会が可決をすると請願の、市長にこれをやってくださいと言ったときに、市長がですね、例えば総務省に行って、地方税を分煙環境に活用できるようにしてほしいんですというふうにお願いをしに行くと、いやいやもうできますけどって言われると思うんですよ。なぜなら、さっきも言ったけど、これ一般財源なのでできるので、市長が例えば分煙環境の整備を何とかできるように税制を改正してくださいと言われても、税制改正するまでもなく今出来ますと言われると思うんです。

となると、僕が今一番この3番で気にするのはですね、これはこの好き嫌いではなくて、分煙環境の整備がどうのこうのじゃなくてですね、もう既にできることを何で伊勢市議会は可決しとんのやと、教育民生委員会はこの文面で合ってるのかというふうに言われるのは、僕はちょっと懸念をしててですね、今、これできることは御存じですよ。であれば市長はこれ、何をどういうふうに要望しに行くんですか。

◎吉井詩子委員長

福井議員。

●福井輝夫議員

要望というか、あくまでこれはこのたばこ組合の要望なんですけども、こういう制度をですね、そういうたばこ税を何かに定期的に、分煙環境のほうに設けるという部分を頭出し、常にあればですね、いろんなところでそれが、全然出来ないときもあるでしょうけども、そういう部分を常に整備というのをしてあればですね、たばこの分煙環境について積極的に市も取り組んでいけるということもありますので、制度の整備、要望ということでございます。これのたばこ税を活用した分煙環境の整備ということについて、伊勢市はかなりこれは全国的にも先進地、先駆者じゃないかと思えます。ほかにも飛騨市議会であるとか岐阜県議会等もこのような請願を採択はしております。そういう意味で、観光都市伊勢市としてやはり先進地的に積極的に分煙環境、取り組んでいただいて、観光客にもそれを知っていただいて、それで伊勢市はいろいろな面で、健康の面にもまたいろんな観光客の思いにも答えてくれとるんだなというふうな今、周知していただくことができれば、なお伊勢市の観光も充実してくんじゃないかと思えますので、そういうことだと思います。以上です。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

思いであるとかよそが請願を可決してるか、そんな話を聞いてるんじゃないんですね、そもそも今、制度としてこれできる状態のものを、さっきも言ったように市長が総務省に、これ何とか活用、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できるようにしてくださいとお願いをしに行っても、いや今できますからって、何も知らずに来たんですかって言われると思うんです。なのでこの文章は、例えば分煙環境の整備に活用しなければならない制度の整備であれば分かるんです。でも、できるやったら、もう今できてしまうので、だから、これはそもそも今できる状態のものを市長に行って来いってというのは、それは市長に恥をかかせることになるんじゃないかということで、僕は今お話をさせていただいておるんです。

なのでここが、さっき観光地がどうか先進地がどうかじゃないんですね、もう既にできる、この今活用できるんで、地方たばこ税そのものが何をどういうふうにしたらいいか、これもだって今できるので、少なくともこの3番に関しては文章に誤りがあるんじゃないかと思うんですけども、もう少しその、ちゃんと説明をいただければと思います。

◎吉井詩子委員長

福井議員。

●福井輝夫議員

分煙環境の整備ということは今の一般財源でできるとしてもですね、今の状態で何もうたってないと、やはりいろんな自治会も自治区もさほど認識しないと思います。分煙環境の整備に活用という部分をやはり積極的に挙げれば、やはりいろんな全国的なところもですね、たばこ税を分煙環境のほうに回すようにちょっと使うんじゃないかというふうな方向性が強調できると思います。そういう意味でございますね。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

おっしゃるとおりで、もしそういう意味であれば、積極的に活用できる制度が整備とかいう形で言葉が入るべきであって、あくまでもこの文言であれば、少なくとも今はできますという形で終わってしまうので、今おっしゃってもらったとおりに積極的とかそういうことをつけるべきではないかと。そうでなければ、この文章のままでは今もうできてしまうので、僕が言っているのはそういうことで、今言ってもらった思いの部分がここに書いてないので、文章の審査をする上ではその部分が書いてない請願というのは、このまま審査通りますのでいかがかなというか、やっぱそこはそれを書いてくるべきではないかと思

うんですけども、このままでよろしいですか。

◎吉井詩子委員長  
福井議員。

●福井輝夫議員

いろんな表現の仕方にさらに強くするためにはこういう言葉をつけたらいいというようなことは後からでも結構出てくると思います。そういう部分をですね、ここの部分については積極的などという部分を入れたらということもおっしゃってみえたんですけども、そういう部分がこの中に含まれておるということで、今ちょっと言葉のほうで説明をさせていただきました。もし、市のほうがこの請願を取り上げていただいたなら、そういう部分も少し何ちゅうか解釈を変える、解釈じゃなくて、表現の仕方についてもまた検討、市のほうでしていただくこともいいのではないかと思いますけど、市が出す場合はこれがあくまでも基礎ということですのでね。

◎吉井詩子委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

そんなルールはないので、これが基礎かどうかじゃなしに、この文章そのままもう請願として可決するので、だから不適切じゃないかという話をしとるんですけど。思いとかじゃなくて、ここにちゃんと書かれてないといかんの、あくまでもこの文書に対してのどうするかって話をしてるので。だから思いとか、その市が勝手に改変してもいいものでもない、だからここはもう今できるものがここに書かれてるのはどうなのか。

なので、例えばですけど、一度ここを精査していただいて、できるではなくて積極的っていうんであればそういうふうに記載をしていただいて、もう一度持ってきてもらえれば僕はいいかなと思うんですけど。本当にこの文章のままでこれ、先ほども言いましたけど、今言ったらこれできますので、今これ総務課に確認してもいいですけど、一般財源だからできるかって聞いたらできると答えてくれるので、だから文章自体が誤りではないかと。それは本来は、さっき言ったとおり積極的って言葉が入るべきなんじゃないかと思ってますので、なので一度そこは精査するべきじゃないかと僕は思ってるので、これは先ほども言いましたけど、市が改変していいものじゃないので、なのでちょっとここは違うんじゃないかなと思うんですけど、本当にこの文章のまま要望することが正しいのかなってことでね、一度僕はこれ精査していただいたらどうかなというふうに思います。これはたばこの好き嫌いではないので。

◎吉井詩子委員長  
福井議員。

●福井輝夫議員

おっしゃるとおりそういうこの請願の文章はですね、我々が勝手に変えていいということにはならないと思います。やはり請願者の意思が出ておるものだというのでございます。地方たばこ税を分煙整備に活用できる全国的な整備、やはり今の状態ではなかなかこの地方たばこ税を使って分煙環境の整備という意味でございますのでね、今までは分煙環境の整備にしても、全体的な一般財源から使っておるだけで、地方たばこ税を使って整備ということ自体にはまだそんなにどこの地方自治体でも着目はしていないと思います。あくまでこの地方たばこ税を活用してという意味で、地方たばこ税を分煙環境に活用できるという、そういう部分の取扱いをお願いしたいと、そういう意味でございますので、そういうふうに解釈していただきたいと思います。

◎吉井詩子委員長

野崎委員、まだまだありますか。

○野崎隆太委員

いえ、もうこれで終わります。

◎吉井詩子委員長

はい。

○野崎隆太委員

今のお話であれば、本来であればですけど、この書き方で積極的にとかもしくは目的税化をして分煙環境の目的税としても創設することをお願いするべきであって、やっぱこの文章のままやと僕はちょっと活用できるという形になってしまうので、ちょっと市としても受け取りにくいかなというふうに私は思います。以上です。

◎吉井詩子委員長

はい、他にありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

意見でよろしいでしょうか。

◎吉井詩子委員長

はい、どうぞ。

○楠木宏彦委員

質問ではありません。

今、社会的な潮流として、この喫煙に関しての世論というのはですね、喫煙者の権利を守るとかっていう問題ではなくて、受動喫煙の害をどのようになくすかという問題だと

思うんです。で、非喫煙者のそういう健康の権利をどのように保障するかっていう問題が中心になっていると思うんですよね。

先ほど野崎委員が紹介されましたたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約ってのがありますけれども、この条約の第5条の中で次のような指摘があります。「契約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。」と。つまり、たばこ産業の商業上あるいは既存の利益、そういったものから守らないという、こういうたばこの規制をしていかなくちゃいけないとそういうことなんですけれども、そういった観点から見ますとですね、やはり今のたばこ税を有効活用するというような問題なんかを含めてですね、やっぱりこういう、この部分に照らし合わせてどうなのかなっていう疑問を感じます。であの、産業医科大学の大和宏教授っていうこの方、非常に禁煙のことについて随分研究しておられる方なんですけれども、この方がですね、施設について一言で言えば、分煙や喫煙室をつくるという考えはもう捨てて、完全禁煙にするべきですと、このような意見を述べてるんですね。であの、肺に残っている煙が喫煙後の呼気に約2分間吐き出されると。で、そうすると自席に戻るまでの間に受動喫煙が発生する、こういったようなことも指摘しておられて、とにかく喫煙スペースを廃止することが大事なんだと、このような指摘をしておられるんです。学校なんかではですね、今敷地内完全禁煙というふうになっておりますけれども、これは学校にとどまることではなくて、この請願の中にもありますけれども、市が所有、管理する公共施設、場所、こういったところにおいてもやはり敷地内の完全禁煙を実施すべきだというふうに私は思います。

そういう意味で、やはりこの請願は、やや世界的な禁煙の潮流の中で、やや後ろ向きなのかな、あるいはこの条約に対してもちょっと疑義があるんじゃないかなというふうに感じるので、私はどうもこの請願には賛成することは出来ません。

◎吉井詩子委員長

はい、答弁はいいんですか。

いいですか、答弁は求めない。

○楠木宏彦委員

はい。

◎吉井詩子委員長

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

他に発言もないようでありますので、以上で。

すいません、審査の途中ですが11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

◎吉井詩子委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で審査を終わります。

令和3年請願第1号につきましては、採決か継続審査か、いかが取り扱うことといたしますか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

私、先ほどもああいうふうに質問させてもらいましたけれども、まだまだこの委員会としてですね、検討、研究しなくちゃいけないこともあると思います。まだまだ勉強もしないといけませんと思いますので、取りあえず継続っていう形にしたらどうかと考えておりますが。

◎吉井詩子委員長

はい、他にありませんか。

他にないんですか。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

私いろいろお話いただいて聞かしていただいたんですけども、継続するというよりも、今回ですね、もう、採決をとっていただいたらいいんじゃないかというふうに思います。以上です。

◎吉井詩子委員長

はい。ただいま、継続審査とする意見、研究したい、勉強したいという意見が一人の方から出ました、また質問も出ました。

そこで、継続審査とすることについてお諮りをいたしたいと思います。

「令和3年請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願について」、継続審査にすることに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

◎吉井詩子委員長

はい、ありがとうございます。

起立少数であります。よって、令和3年請願第1号は継続審査にしないことと決定いたしました。

継続審査は否決されましたので、令和3年請願第1号を採決することと決定しました。続いて討論を行います。討論はありませんか。

はい、野崎委員。

○野崎隆太委員

それでは、この請願に対して反対の立場で討論をさせていただければと思います。

まずですね、このたばこというのはですね、先ほども、もしくは今回は本会議でも少し質問させていただきましたけれども、世界的な流れとしては消費本数を減らしていくことが目的でございます。

そういったことから、この税収の安定的な供給というのは、あくまでも人が死ぬ、健康被害の上に成り立つものであって、この健康福祉の分野を司る教育民生委員会としてはですね、本来、医療費を抑えていくことであるとか、人々の健康を守ることを考えていかなければならないのであって、税収の安定的な確保という文面が載ったものを委員会としては可決をするべきではないというふうにまず一つ目として考えております。

続いてですね、先ほど言いましたとおりSDGsにもですね、3のaという項目でたばこ規制枠組条約のこれからの規制の強化ということで記載がございます。我々は市議会としても、もしくは伊勢市としても、SDGsに取り組んでいるのにそういったものに反していくような請願を可決をしていくというのは、議会としてはやはり僕は姿勢を問われるものではないかと思っております。

3点目にですね、先ほどお話をさせていただきましたとおりこの請願事項の3番、国に対し、市から地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備ということですが、これはもう既に一般財源ということで、市がやろうと思えば自由にできるような状況でございます。そういったことからですね、この請願の可決事項ですね、市から例えば総務省であるとか財務省にお願いをしに行っても、もう既にできるということと言われるのが結果ではないかというふうにも思いますし、そういったことからですね、この請願の中で教育民生委員会としては適さない事項だと思っておりますので、委員会として否決すべきであるということで御意見を述べさせていただきます。

◎吉井詩子委員長

はい、他にありませんか。

はい、上村委員。

○上村和生委員

私は賛成の立場で討論に参加させていただきたいというふうに思います。請願の内容の中にもありますけれども、法に基づく喫煙ルールの周知であったり、喫煙マナーの向上を行っていく上では、たばこを吸われる方、吸われない方、双方に配慮した分煙環境の整備ということが必要と考えます。

以上の理由から、この地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願について賛成とさせていただきたいと思っております。

◎吉井詩子委員長

はい、他にありませんか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、先ほど反対という意見、述べさせてもらいましたが、改めてやはりたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約というのがあります。これについてはですね、この条約に批准しているわけですから、日本もですね、やはりこれについて守らないといけないというそういう義務があります。そういう意味で条約そのものをですね、もう少しきちんと丁寧に考えると、やはりそこは相容れない部分が大きいのと思いますので、反対ということでお願いいたします。

◎吉井詩子委員長

はい、他にありませんか。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

私はこの請願第1号に賛成の立場で討論をさせていただきます。三重県たばこ販売協同組合津・伊勢支部の皆様におかれましては、平素から伊勢市内の美化活動に御協力をいただき感謝申し上げます。

私は喫煙をしませんのでたばこ税収に貢献しておりませんが、伊勢市において一般財源として約7億円を超える大切な財源となっております。望まない路上喫煙の防止、分煙環境整備については、改正健康増進法の観点からも大切なことであると認識しております。法の施行に伴い、第一種施設となる市役所庁舎や公共施設においては、原則、敷地内禁煙となりましたが、屋外で必要な措置が取られた喫煙場は設置することができるとされております。伊勢市においては、伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙防止に関する条例において路上喫煙の禁止や環境美化に努力をしています。路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止においては、第9条の5「何人も路上喫煙の禁止区域において路上喫煙をしてはならない」となっており、伊勢市駅前広場、宇治山田駅前広場、外宮参道や市道おはらい町線などでは路上喫煙ができません。

しかし、当市を訪れる多くの観光客や市民の喫煙者・非喫煙者に周知徹底するためにも、喫煙場を設置して分煙環境を整備することは大切なことだと思います。喫煙場については、案内看板の設置などして望まない受動喫煙の防止やたばこの吸い殻のポイ捨て防止、火災の防止や市内の美化にも貢献しているものと思いますが、内宮宇治橋横の喫煙所では、休日などの人出が多い日には喫煙者が喫煙場から大きくあふれ、煙でもうもうとしている状況をよく見かけます。公共施設においてもまだまだ分煙環境についてはさらなる整備が必要であると考えます。

請願の文章にあるように、与党である自民党、公明党が取りまとめ、閣議決定された総務省自治税務局からの通知の屋外分煙施設等の整備の促進については、積極的にという言葉もあり、たばこ税の一部を活用して屋外分煙施設のさらなる充実をしていくべきであると思いますし、請願事項の三つの項目については市の努力をお願いしたいところです。

以上のことから、地方たばこ税の一部を活用した分煙環境整備についてはぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、請願に賛意を表し、討論といたします。議員の皆様におかれましては御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

◎吉井詩子委員長  
他にありませんか。  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長  
ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「令和3年請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願について」  
は、採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎吉井詩子委員長  
はい、ありがとうございます。  
起立多数であります。  
よって、令和3年請願第1号は採択すべしと決定いたしました。  
以上で付託案件の審査は全て終了しました。  
お諮りいたします。委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思  
いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長  
御異議なしと認めます。  
そのように決定いたしました。  
以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして教育民  
生委員会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

閉会 午前11時16分

上記署名する。

令和3年3月15日

委員長

委員

委員